

とちぎプロスポーツ応援ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別紙1「とちぎプロスポーツ応援ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの権限)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、栃木県(以下「県」という。)に属する。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、県内プロスポーツチームへの応援の機運を醸成するとともに、県内外にその魅力を発信し、スポーツを通じた地域活性化を図るために使用する。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) スポーツを通じた地域活性化又は県内プロスポーツチームの魅力発信を妨げ、又は妨げるおそれのある場合
- (2) 県や県内プロスポーツチームの信用又は品位を害し、又は害するおそれのある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現しているものに係る使用と認められる場合
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に関係すると認められる場合
- (6) 特定の個人、団体、法人、商品又はサービスを県又は県内プロスポーツチームが推奨、公認又は支援していると誤認を生じさせ、又は生じさせるおそれのある場合
- (7) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に使用され、又は使用されるおそれのある場合
- (8) ロゴマークを商品又はサービスに利用し、利益を得ることを目的として使用する場合
- (9) ロゴマークを改変し、又は指定されたデザインガイドラインに反して使用する場合
- (10) その他栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課長が不適當と認める場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(責任)

第6条 ロゴマークの使用により損害が生じた場合であっても、県はその責任を負わない。

2 ロゴマークの使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、ロゴマークを使用した者の責任及び負担において解決するものとする。

附 則

この規程は、令和 8（2026）年 7 月 31 日から施行する。

(別紙1)

とちぎプロスポーツ応援ロゴマーク

